

「荒川区立尾久生活実習所」多目的ホール 特例利用団体利用の登録について

特例利用団体登録申請書に記入していただき、会員名簿を提出



申請が受理されたら多目的ホールの利用ができます

● 登録申請の条件について

- ① 団体の代表者が荒川区区内に住所を有していること、もしくは区内の事業所に勤務のこと、もしくは区内の学校に在学していること
- ② 団体の人数は5人以上（その過半数が区内に住所を有していること、もしくは、区内の事業所に勤務のこと、もしくは区内の学校に在学していること
- ③ 団体の活動内容は公共性が有り、善良な活動であること



申請が受理されたら利用団体登録証を発行します
(予約する時は利用団体登録証をお持ち下さい)

● 使用料の免除について

- ① 区又は官公署が、自ら行政目的のために使用する場合
- ② 区内団体のうち障害者団体（障害者、障害者の父母等の家族または、障害者に関するボランティア活動を目的とする団体）が、障害者福祉の向上等を目的とする活動をする場合
- ③ 区民団体のうち高齢者団体（荒川区立荒川老人福祉センター条例施行政規則（昭和45年荒川区規則第39号）第4条第3項に規定する団体をいう）が、高齢者福祉の向上等を目的とする活動のため利用する場合

条件 代表者が区内在住または区内勤務であること
構成員が5人以上であること
構成員の過半数が60歳以上であること
構成員の過半数が区内在住または勤務であること

※ 荒川区立荒川老人福祉センター 【荒川区荒川 1-34-6 Tel(3802)1666 9時～5時】
の申請書類に記入して各団体が提出すること
(更新の時は書類を交換便で提出可能です)

- ④ 近隣の区民団体が地域福祉等のために利用する場合であって、区長が特に必要と認めたとき

多目的ホールご利用団体様 各位

多目的ホール使用について

いつも多目的ホールをご利用いただきありがとうございます。
登録団体の増加や、当施設の行事・清掃・点検等でご使用できない日が年間数十日あります。外の
掲示板にてご使用になれない日をお知らせしていますが、お気軽にお電話にてお問い合わせ下さい。

予約の規則について

① 平日は夜間のみ利用可 土日・祝日は午前 午後 夜間 利用可

午前9時～12時 午後13時～17時 夜間18時～21時30分

② 使用する一ヶ月前から予約できます

例) 7月7日に使用する場合→6月7日 午前9時から受付開始

同じ日の同じ時間に利用したい団体が複数いた場合は抽選となります

※使用日が7月31日の場合→7月1日受付開始 (前月が30日まで場合)

※ 受付開始日が土日・祝日の場合は日付をまたいだ平日が受付開始になります

※ 椅子100個 テーブル19個 使用可→使用後は元に合ったところに片付
けて下さい

※ 飲食はご遠慮願います

※ オーディオの設備が使用できます (テープ・CD・DVD)

※ マイクの貸出は申込みが必要です

鍵は封筒に入れて通用口の郵便ポストに利用後入れてお帰り下さい

令和3年11月

荒川区立尾久生活実習所「あらかわ希望の家」
所長